

Q5. 正社員と同じ仕事をして部署異動もありますが、正社員と全然賃金が違うので不満です。改善できますか。

A5. 退職までの長期にわたる働き方が正社員と同じ状態のパート労働者（正社員と同視すべきパート労働者）を、正社員と差別的に扱うことは禁止されています（パートタイム労働法第8条）。

上記（正社員と同視すべきパート労働者）に該当しない場合は、Q4 を参考に待遇の改善を求めてみましょう。

＜正社員と同視すべきパート労働者とは＞

具体的には、

- ①職務内容（実際に従事している業務の内容と、その業務に伴う責任の程度）が同じ
- ②人材活用の仕組み（転勤や配置転換の有無や範囲）が同じ
- ③契約期間が実質無期

この3つすべてを満たすパート労働者です。

＜差別的に扱うことを禁止するとは＞

例えば、基本給については、パート労働者と正社員の1時間あたりの金額が同額にしなければなりません。諸手当、賞与なども同じ扱いにしなければなりません。研修や福利厚生施設の利用も同じ扱いにしなければなりません。

自分が①～③のすべてに該当する場合は、事業主や短時間雇用管理者に説明を求め、待遇を改善してもらいましょう。